

牛込區

計

其他（散在）

四一

一〇四

小石川區

氷川下町

一四〇

五二二

白山御殿町

五七六

二、二九四

久堅町

三三〇

一、三四四

初音町

一五七

六八三

指ヶ谷町

八五

四四四

戸崎町

三〇

一二八

丸山町

八

三八

西原町一、二丁目

九四

三一九

西丸町

一七〇

八四〇

大塚坂下町

五〇

一九一

小日向臺町

一七七

七〇九

大塚仲町

六四

二一七

計

本郷區

一、八七一

七、七二九

駒込神明町

三六

一九〇

駒込勤坂町

三三

一〇三

駒込坂下町

六二

二五三

駒込千駄木町

七

三九

根津八重垣町

二一

七九

根津藍染町

六五

三七二

根津宮永町

一五

六二

根津片町

四九

一二七

駒込富士前町

一三

五八

駒込片町

二六

一二一

駒込肴町

七

三一

駒込東片町

三九

一六四

駒込蓬萊町

一八

八一

一三

本郷區

湯島新花町	六	三〇
春木町二丁目	六	二五
湯島三組町	一四	七二
其他(散在)	一九	八八

一四

下谷區 計

金杉下町	四三五	一、八九五
三ノ輪町	四三八	一、七九三
入谷町	二九二	一、一六〇
龍泉寺町	七六	二九五
山伏町	四六	一七一
萬年町一、二丁目	一〇	二七
谷中初音町三丁目	三六	一二五
坂本裏町、新坂本町、竹町、西町其他	三一	一四一
計	一四四	五九〇

一、〇九四

四、三〇二



淺草區

田中町	二六二	一、〇四四
淺草町	九四六	三、七八三
玉姬町	一〇五	五九一
龜岡町	六九	三〇四
橋場町	一二三	五八九
阿部川町	二〇六	四二八
南松山町	一二	五四
田島町	二一	九四
松葉町	九四	四二四
北清島町	九四	四二三
神吉町	五六	二五二
千束町一丁目	一一五	四七〇
千束町二丁目	一一〇	四五一
千束町三丁目	五〇	二〇五

一五

淺草區

一六

本所區計

田	新谷町	光月町	向柳原町一丁目	中ノ郷業平町	押上町	永倉町	花町	相生町	横川町	小泉町	緑町	菊川町
五五	二〇	三五	七〇	二、四四三	一七一	四	二九	一四	一〇	三	二六	三七
二二五	八二	一四三	二八七	九、八四九	九三七	二四	一一〇	六五	五六	一六	一三二	一八六

松坂町	徳右衛門町	入江町	林町	松井町	向島押上町	柳島元町	向島中ノ郷町	長岡町	柳島梅森町	中ノ郷横川町	清水町	柳原町一、二、三丁目	柳島横川町
七	四〇	七	二七	二	五〇	四八	四七	五八	九五	一〇六	一二	四四	四三
三九	一七九	三〇	一三三	八	二六四	二五二	二三三	二三二	四八二	四三四	五七	一五五	二〇四

一七

本所區

深川區計

太平町一、二丁目	三三	一八
松代町三丁目	一	一七四
錦糸町	二	七
小梅業平町	九九	二九八
中ノ郷原庭町	九一	三七五
松倉町一、二丁目	四〇八	一、七七一
番場町	二三五	九五三
若宮町	二二一	九三〇
荒井町	一九〇	七七二
表町	一六三	六五三
三笠町	一三三	五四三
南二葉町	一三六	五三七
江村裏町	二、六八一	一一、七〇四
本區計	九五五	三、三六五

海邊町	二八六	一、〇四四
東扇島橋町	一七二	八〇三
富川町	五九九	二、四一六
東大工町	八四	三六〇
元加賀町	五五	二一〇
古丹場町	五四七	一、七四三
大島町	七八	二九九
東森下町	一六三	六五六
和倉町	九九	四二八
大名川町	三二	一二六
西元町	八八	三八八
西六間堀町	三四八	一、五一一
中川町	四	一一
本區計	一九	

深川區

一色町	松村町	冬木町	小松町	佐賀町	福住町	黒江町	西大工町	龜久町	仲大工町	萬年町	龜住町	山本町	盤岸町
八	一二五	九	二七	八一	三五	三八	三二八	一八	一四	二〇	二七	一〇	五二六
三二	五〇二	三九	一三八	三四六	二〇三	二二七	一、四八四	二七	六二	五七	八二	五一	二、四七四

二〇

計

合計

東永代町	今川町	材木町	西平野町	西森下町	小名木河岸
一	一	二	八	三四	二
四	五	一〇	三八	一三六	八

四、八一八
一八、三五一
一九、三〇三
七四、四九三

前表記の内、從來細民窟として著名なる部落を列記すれば次の如し。

神田區 三河町の細民窟として知らるゝ三河町三、四丁目の細民部落。

京橋區 八丁堀の細民窟と稱せらるゝ八丁堀仲町の細民部落。

芝區 嘗て市内の三大細民窟の一と目されたる、新網町の細民部落。

四谷區 同じく三大細民窟の一とせられたる、谷町一、三丁目(元鮫ヶ橋)の所謂鮫ヶ橋の細民部落及新に市に編入せられたる、いろは長屋を以て有名なる新宿旭町の部落。

牛込區

長延寺の細民窟と稱せらるゝ、長延寺町、左内町、鷹匠町に跨る細民部落。

小石川區

御殿下の細民窟、百軒長屋、五十軒長屋等と稱せらるゝ、白山御殿町、西原町西丸町、大塚坂下町に於ける各細民部落。

本郷區

藍染川縁の細民窟として知らるゝ、根津八重垣町、藍染町、宮永町及根津、片町一帯に亘る部落。

下谷區

市内の三大細民窟たりし萬年町の部落及現在市内に在る細民窟にして最も汚穢を極むる所謂入山長屋、いろは長屋、隧道長屋を包容する、入谷町、山伏町、龍泉寺町及金杉下町に亘る細民部落。

淺草區

玉姫町田中町の細民窟として有名なる玉姫町、田中町及淺草町一帯の細民部落及市内細民窟の起源を爲せる松葉町、清島町の細民部落。

本所區

近年迄著名なりし太平町の細民地區は現在著く改善せられて其の跡のみ残り之に代りて本所區細民部落の核心をなす松倉町、三笠町、長岡町、横川町及柳島梅森町一帯の細民部落。

深川區

木賃宿街として知らるゝ富川町、隧道長屋の存在を以て著名なる猿江裏町、本村

町及盤岸町一帯の細民部落。

尙市全體より觀察するときは、市内の細民地區は漸次改善せられて、細民は市中より場末に、場末より郡部に、追次移動の傾向を有す。

第三項 家族數、體性、年齡、出生地

第一 家族數

細民家庭に於ける世帯構成人員を知らんが爲に、京橋、芝、四谷、本所及深川五區の細民世帯三、〇〇九に就き調査したる所を、人員階級別に表示すれば次の如し。

世帯構成人員	世帯數	比例
一人世帯	六四	二・一
二人世帯	二〇二	六・七
三人世帯	四九四	一六・四
四人世帯	六八二	二二・七
五人世帯	六五五	二一・八
六人世帯	四九三	一六・四

七人世帯	二六二	八・七
八人世帯	七六	二・五
九人世帯	六〇	二・〇
十人世帯	一二	〇・四
十一人世帯	五	〇・二
十二人世帯	四	〇・一
計	三、〇〇九	一〇〇・〇

二四

之に依れば四人世帯最も多く、次では五人世帯にして、六人世帯及三人世帯は其の數相伯仲の間に在りて、七人以上は世帯人員の増加に反比して遞次減少し十二人に至りて止む。

第二 體 性

男女の割合を見るに左の如し。

區別	調査 世帯數	男	女	計	女百に 對し男
京 橋	九一二	二、〇九三	一、九四五	四、〇三八	一〇七
麻 布	一五〇	二四七	二二九	四七六	一〇五

牛 込	二〇二	二二八	二六四	四八二	八二
小石川	一、七八七	三、八八六	三、五八九	七、四七五	一〇八
本 郷	三二〇	六四七	六二四	一二七一	一〇四
下 谷	三六八	七七〇	七四八	一、五一八	一〇三
淺 草	七三〇	一、六一九	一、七九七	三、四一六	九〇
本 所	六〇二	一、三六一	一、三七六	二、七三七	九八
深 川	二、二二〇	四、七六四	四、五九八	九、三六二	一〇三
合計	七、一八一	一五、六〇五	一五、一七〇	三〇、七七五	一〇二・八

即ち合計に於ては女子は男子に比し稍寡なく、男百人に付き九七・二人の割合にして、第一回國勢調査に依る全市の割合八五・四に比すれば女子の數多し。

第三 年 齡

細民の年齢構成の研究は、實に細民の社會的動態調査の鍵と見るべく、頗る興味ある事項なりとす、全國民の年齢構成にありては、人口總數に對する分節比例に於て一歳乃至五歳階級の人口最も多數にして、年齢の進むに従て漸次減少の傾向を有し、又人口集注の著しき大都市に在りては、

一、一歳より五歳級の幼齡者最も多く、次は五歳より十歳級の人口比較的多數なること。

二、都市に於て最多の階級なる十五歳より二十歳、二十歳より三十歳の兩階級人口の異常に少數なること。

三、三十歳より四十歳階級に於ける人口比較的多數なること。

四、高齢者の甚だ寡なきこと。

右の變態は現在に於て果して如何なるべき哉、今京橋、深川兩區の細民一、七六五世帯、人口男四、三四五人、女四、一三一人に就き調査したる所次の如し。(第一圖參照)

二〇歲—三〇歲未滿	三三三	三六三	六九五	八・二	一九五	一五・五
三〇歲—四〇歲未滿	五二八	六八六	一,三〇四	一四・二	一六三	一三・〇
四〇歲—五〇歲未滿	七〇〇	六〇一	一,三〇一	一五・三	一一〇	一〇・四
五〇歲—六〇歲未滿	三〇五	一五五	四六〇	五・五	七・一	七・五
六〇歲以上	一一一	一二五	二二六	二・七	六・九	八・九
計	四,三四五	四,一三一	八,四七六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

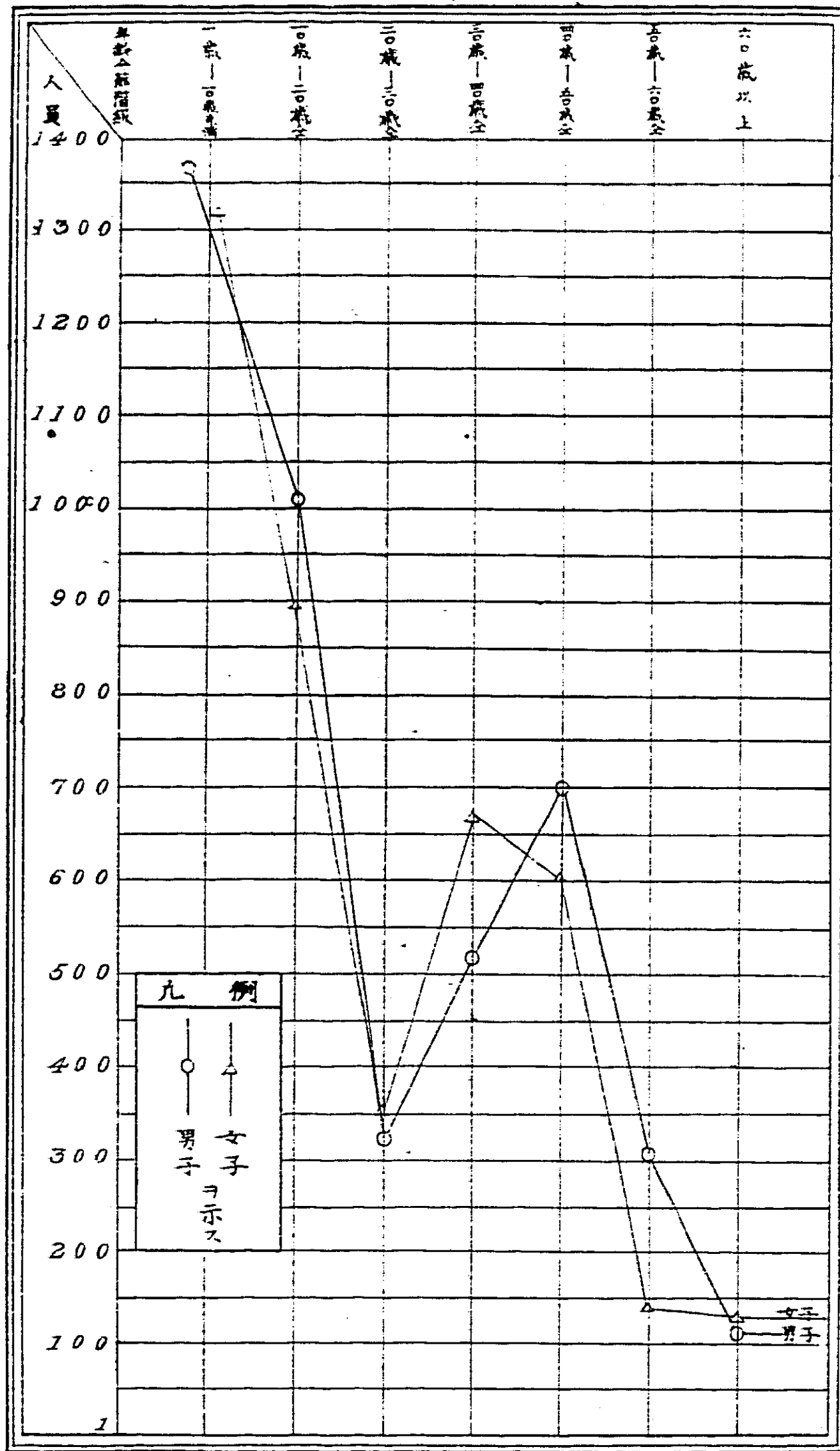
右に依れば今回調査の結果も、細民の年齢構成に付ては一歳乃至五歳、三〇歳乃至四〇歳の兩階級の間に少しく差違こそあれ曩の内務省調査と大體其の趣を同ふすることを示せり。

今之を生産不生産の經濟的年齡分界に依りて總括し、百分比を以て相對照するに左の如し。

區分	階級	今回調査	内務省調査		東京全市	全國
			(本所深川)	(下谷)		
不生産年齢	一五歳未満	四六・六	四一・五	三八・三	二九・七	三五・一
	六〇歳以上	二・七	三・四	五・〇	六・九	八・八
生産年齢	一五歳より	五〇・七	五五・一	五六・七	六三・四	五六・一
	六〇歳	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
計						二七

大正七年末

第一圖 定居的細民年齢構成圖



即ち生産年齢者寡くして、不生産年齢者の多き事實は、良く細民生活の一面を現したるものにして之に依るも生産年齢者負擔の重大に伴ふ生計の困難は明に之を認むるを得べし。

而して細民の年齢構成に斯の如き現象を生ずる所以は、社會上經濟上幾多の複雑したる事情に依るは勿論なるも全體として此を見るときは、其の誘因は都市人口集注の大勢にあり、而して直接原因は左記三點に存するものと考へ得べきが如し。

- 一、本市の細民は父祖の代より細民生活を営むもの寡くして、新生の細民大部を占むること。
- 二、右新生の細民は主として郡部及他府縣の出身者にして、中年にして此の境涯に陥りたるもの多きこと。

三、細民家庭に於ては生計困難の爲め、其の子女を家庭外に稼かしむる事多く、従て非現住者の比較的多數なること。

更に前記の事項を年齢構成表に對比し具體的に記述すれば、

- (イ)、三十歳乃至五十歳の年齢階級人員の多數なるは、此の年齢に於て社會的競争の劣敗者が、細民部落に陥るもの多きが故にして、(ロ)、従て彼等は子女を有し又引續き子女を設くるに適する年齢に在るを以て、其の家庭には、當歳乃至十五歳階級の幼年者極めて多き現象を呈するもの

なり、(ニ)、之に反して十五歳以上三十歳階級の著く尠きは、一方此の年齢に於て細民家庭を脱し、非現住者として他の階級に入るもの多きと、他方新生細民の年齢が、未だ此等年齢の子女を有する年齢に達せざるもの多きを占むるに因るものなるべく、(ホ)、高齢者の數少きは彼等が細民部落に陷る際高齢者を帶同するもの稀なると、其の衛生状態の然らしむる所亦與りて如斯結果を生ずるものなるべし。

第四 出生地

今四谷、麻布、淺草、本所及深川五區の細民二千四百四十四世帯に就き、世帯主の原籍地を調査するに次の如し。

東京府	九八一 ^ハ	千葉縣	二二六 ^ハ
埼玉縣	二二一	新潟縣	一三三
茨城縣	一二一	栃木縣	一〇〇
群馬縣	八八	神奈川縣	八一
福島縣	七六	長野縣	六二
愛知縣	四一	富山縣	三五

静岡縣
三重縣
山梨縣
山形縣
北海道
秋田縣
京都府
兵庫縣
和歌山縣
鳥取縣
奈良縣
佐賀縣
香川縣
大分縣

三四
二六
二二
一七
一一
一〇
九
八
四
三
三
二
一
一

宮城縣
石川縣
福井縣
大阪府
岐阜縣
青森縣
滋賀縣
廣島縣
德島縣
巖手縣
愛媛縣
山口縣
福岡縣
熊本縣

二八
二四
一六
一四
一一
八
六
五
三
三
二
二
一
一

岡山縣
長崎縣

一
一

鹿兒島縣
朝鮮

一
一

之を百分比を以て示せば、

府縣名

東京府
千葉縣
埼玉縣
新潟縣
茨城縣
栃木縣
群馬縣
神奈川縣
福島縣

割合

四〇・一
九・二
九・〇
五・四
四・九
四・〇
三・六
三・三
三・一

大正元年内務省調査(本所
深川の一部)に依る割合

二九・五
一三・五
一〇・二
六・九
八・七
五・四
三・六
二・二
一・五

長野縣
其他府縣

二・五
一四・九
一〇〇・〇
一〇〇・〇

東京府の出生者は全數の四割を占め、降て千葉、埼玉兩縣は各全數の九分にして以下新潟、茨城、栃木、群馬、神奈川、福島及長野各縣の順序にあり、即ち新潟縣を除き東京府並其の隣近縣の出生者は地理的關係上多數にして細民全數の大部分を占むるものとす。

第四項

細民階級と一般労働者階級との人口關係

英國及米國に於ける都市細民の總人口に對する割合は、倫敦に於ては一八八六―八年チャールズ、ブーアの調査に依り計上せられたるもの全人口の三〇・七パーセント、ヨークに在りては一八九九年ロウントリーの調査に依り二七・八四パーセント、又米國の大都市に於ては、ロバート、ハントリーの推算に依り極貧者二〇乃至二五パーセントの多數に達するものとして知らる。ブーアの説明に従へば調査の當時全市人口約四百萬の九パーセントは所謂最下級の窮民、七・五パーセントは窮民、更に二二・三パーセントは其の上位に位すべき收入階級の細民とし存在したりと云ふ。

右の數字は以て國勢民情を異にする我邦の細民數に對比すべくも非ずと雖、試に今回の調査に於て左記七區の細民を除きたる主として筋肉労働に従事する下層階級者の人口に付き調査し、得たる所を表示すれば左の如し。

區名	細民人口	細民以外の一勞働階級者	
		世帯數	人口
芝	二、八四五	五、四三五	一八、〇七六
麻布	四七六	八五〇	三、四二四
四谷	四、一八一	三、六二四	一四、九一六
半田	二、八五八	一、七三五	七、六七五
小石川	七、七一九	二、八二四	一一、四四〇
下谷	四、三〇二	六、四一三	二四、六二三
淺草	九、八四九	四、五〇九	一八、八五九
計	三二、二三〇	二五、三九〇	九九、〇一三

右に依れば七區のみの人口を以てするも尙全市の細民數を超える事二萬四千五百二十人なるを以て、他の八區を合算するときは、右勞働階級者の數が細民人口の三倍乃至四倍即ち二十六萬内外に

達すべきは、推算し得べきが如し。

而して下層労働階級者の生活は細民の生活状態に共通なる點多く且彼等の生計は財界の事情、社會状態の變遷に従つて、其の大多數は所謂細民線を上下するものなるに依り、假に其の三分の二を以て第二細民即ち廣義の細民と看做し、細民人口に合算すれば細民總數は二十五萬内外に及ぶべく、之に木賃宿在宿者、浮浪者、水上生活者の一部並散在細民（假に定居的細民の半數として）等を精査加算するときは、其の總計は三十萬以上の巨數に達すべきか。

附 記

ブリス及ロウントリーの計上したる細民數の割合は次の如し。

チャールス・ブリスは彼の倫敦に於ける細民調査に際し、生活状態に依りて全市人口に八種の區分を設けたり。

- A. 不定時労働者、浮浪者及半犯罪人より成る最下級。
- B. 臨時に收入あるもの——窮民。
- C. 間歇的收入者——細民。
- D. 規則的小額收入者——細民。
- E. 規則的に標準收入を得る者——細民線以上にあるもの。
- F. 上級労働者。
- G. 中流階級の下に位するもの。

H. 中流階級以上に位するもの。

而して細民の生活標準額としては、一世帯五人の標準家族に對し一週十八志より二十一志の收入を基準としたり、右に依る細民人口の割合は

A. 最下級	三七、六一〇人	比例 ・九	比例
B. 窮民	三一六、八三四	七・五	
C. 細民	九三八、二九三	二二・三	貧窮状態 三〇・七
D. 餘裕ある労働者階級	二、一六六、五〇三	五一・五	餘裕ある状態 六九・三
E. 中流及其の以上	七四九、九三〇	一七・八	
F. 計	四、二〇九、一七〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
G. 救濟團體に收容せられたるもの	九九、八三〇		
H. 合計	四、三〇九、〇〇〇		

Charles Booth, Labor and Life of the people in London, 1891.

次にロウントリーはヨークの調査に際し一世帯五人の標準家族に對する最低生活標準を一週二十一志八片と定め、之を基準として、細民を第一、第二の兩者に區分し其の割合を算出したり、即ち

第一次の細民状態に在る者	七、二三〇人	全市人口に對し 九・九一
第二次の細民状態に在る者	一三、〇七二	一七・九三
計	二〇、三〇二	二七・八四

第三款 住居

第一項 住居の種別

細民の居住家屋は其の構造に依り、次の如く區別する事を得べし。

- 一、二階建普通長屋。
- 二、平家建家屋。

- イ、一戸建
- ロ、普通長屋
- ハ、棟割長屋
- ニ、共同長屋

右の内平家建家屋は、全數の凡九割以上を占む。平家建家屋の中に有りても、一戸建は極めて少くして大部分は普通長屋なりとす。

棟割及共同長屋は、四谷、下谷、本所及深川の四區に多く存在し、後者は俗に隧道長屋と稱せらる、全市を通じ共同長屋の數は、棟割長屋の凡そ半數以下なりと云ふ。

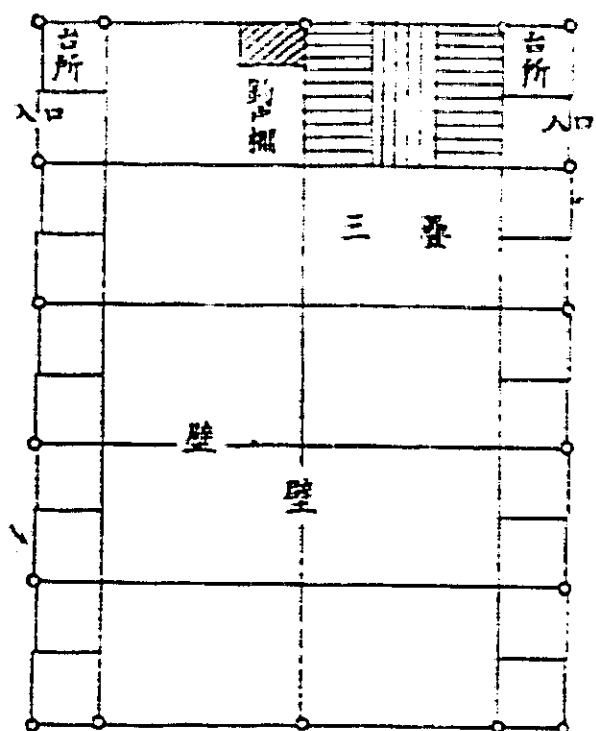
細民長屋構造圖

第二種

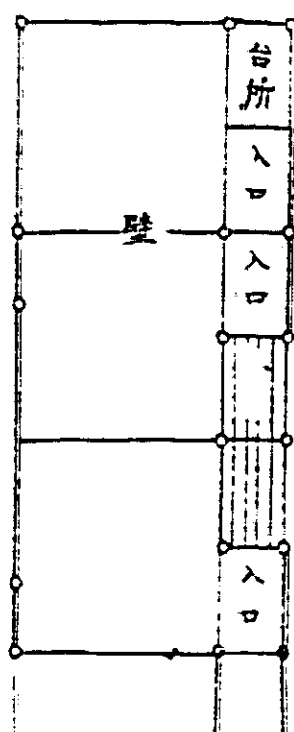
共同便所



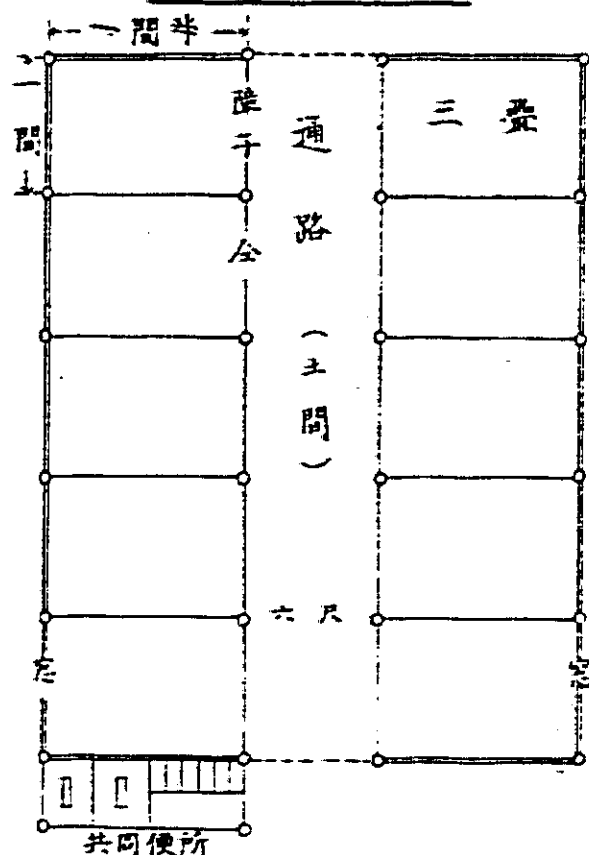
(甲)棟割長屋圖



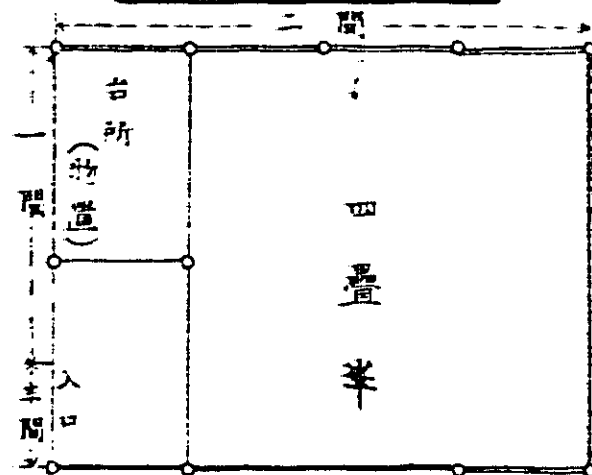
(丙)一)普通長屋圖



(乙)共同長屋圖



(丙)二)普通長屋擴大圖



第二項 家屋の構造

二階建長屋は階上一間、階下二間なるもの多し、普通階上は間貸を爲し、別世帯を構ふるもの居住す。

普通長屋は一棟を三戸乃至十二戸に區劃し、間數は一間若くは二間なるもの多く、其の建坪は一戸三坪即ち間口一間半奥行二間なるものを普通とす、されば全市の一戸平均建坪十八坪六七なるに比し、僅に其の六分の一に當るのみ、以て細民居住の一般を推すに足るものと云ふべし。

棟割長屋の構造は棟を中心として其の方向に壁を以て建物を區劃し、兩側に脊中合せの長屋を設く。

又共同長屋は一棟の中央棟木の方向に通路を造り、之を挟んで其の兩側に長屋を設くるの構造にして、孰れも間數は三疊一間多く、出入口は障子を用ゆるも、採光極めて不充分なり（第二圖参照）

第三項 疊數と居住人員

細民の一世帯に於ては幾何の疊數を有する哉を見るに（第一）第三圖に示すが如く、四疊半なるもの最も多し、之に次で六疊、降て六疊半、五疊半、八疊の順序にして最少は僅に二疊最大と雖も十二疊を超ゆるもの稀なり（第二）一人當り幾何の疊數を有する哉、各區の細民一、七九三世帯に

付き調査したる所に依れば左の如し。

項別	最大	最少	平均
家族数	一一人	二人	四・二六
疊数	一二、五疊	二疊	四・九六

而して右は獨身世帯を除けるものにして、家族数を疊數に對比するときは平均一人に對する疊數一、一六となる、以て如何に細民生活の憫むべきものなるかを推知するに難からずと云ふべし。

第四項 家賃

市内細民一箇月の家賃は、普通二圓八十錢以上七圓の間に在りて、稀に一圓五十錢以下若くは十圓以上に昇るもの有るも其の數到つて尠し。

家賃は建築の新舊、所在地、四周の狀況及家主等に因りて著しく高下あるを以て、同一の標準を以て率し難きも今芝、四谷、小石川、下谷、淺草、本所、深川七區の主なる細民地域に於ける比較的類似せる事情の下にある家屋につき調査したる所に依れば、疊數と家賃の關係は各區の間相互著しき差違を見ず、之を建物の種類に據り區分し表示すれば次の如し。

建物の種類	間取	間數	疊數	月家賃平均	日掛家賃
普通長屋	六・二	二	八	六・六五	
同	四五、三	二	七・五	六・一〇	
同	六	一	六	五・五〇	
同	四五	一	四五	四・七五	
棟割長屋	四五	一	四五	四・一七	一五
同	三	一	三	三・〇五	
共同長屋	三	一	三	二・八〇	一〇
同	二	一	二	一・五〇	六

尙四谷、芝、淺草、本所及深川五區に於ける細民一、七九三世帯の家賃に付き調査したる結果は、疊一疊當り一箇月の家賃最高一圓九十錢、最低五十三錢にして平均九十一錢に當り、家族一人當りの家賃は平均一圓五錢にして、現に夫の昂騰の氣勢尙止まざるものゝ如し。
今之を前々表と綜合し表示すれば左の如し。

項別	最大又は最高	最少又は最低	平均	家族一人に對する世帯數及家賃	一戸に對する家賃
家族數	一一	二	四・二六	—	—
世帯數	一二・五	二	四・九六	一二・六	—
家賃	一一	一・五〇	四・五一	一・〇五	九一

更に家賃と世帯數との關係を圖表すれば第四圖の如し。

家賃支拂の方法は、月末拂なるもの最も多く日掛及月二回拂の方法に依るもの之に次ぐ、月三回以上の支拂方法行はるゝ所あるも極めて稀なり。

日掛は貧窮の程度甚しき、棟割及共同長屋の借家人に對し行はる、差配人は毎夕、各戸に就き、六錢乃至十五錢の家賃を取立て、日掛帳に捺印して受取の證とす。

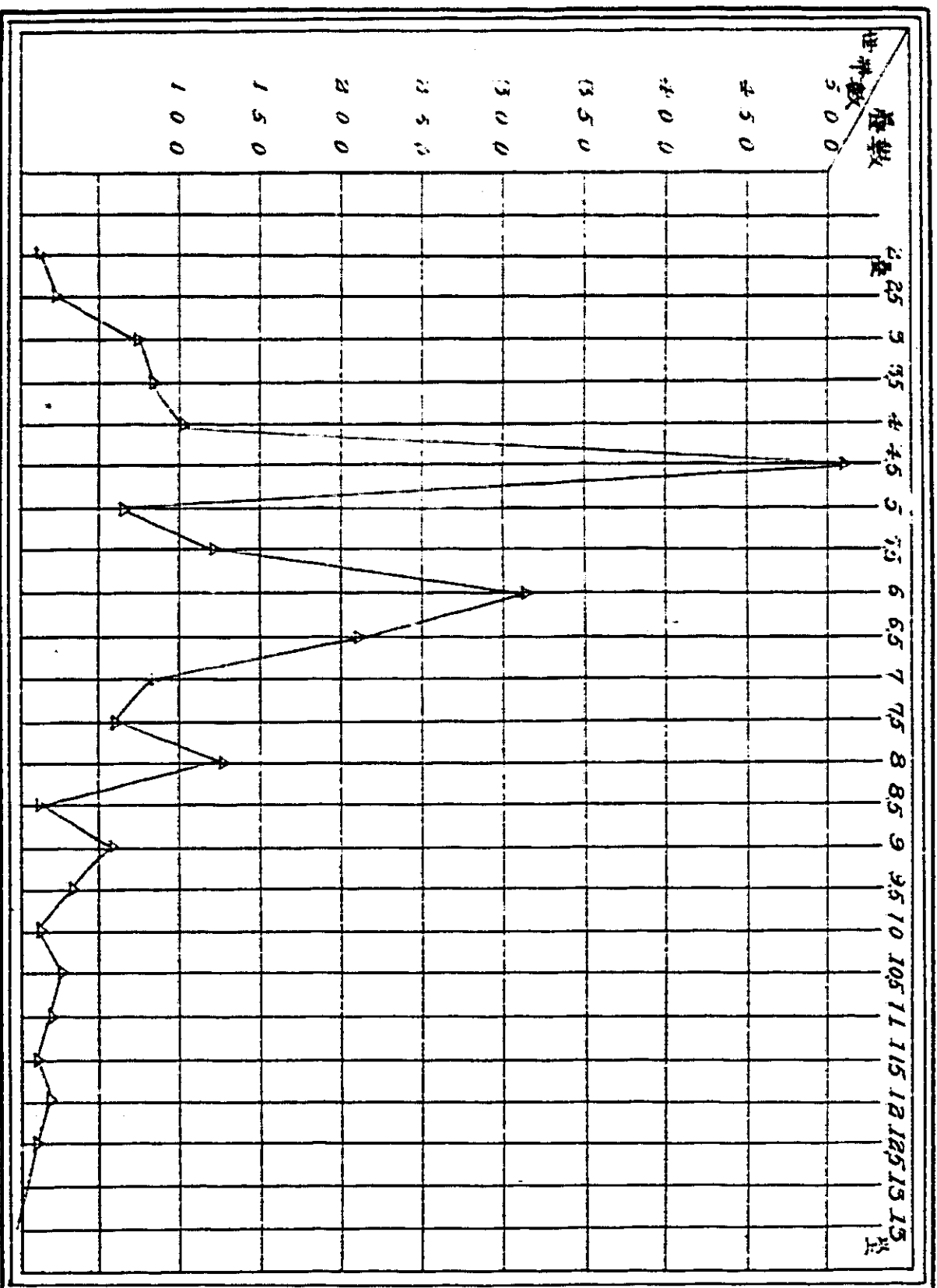
家賃の取立は、家主の常に苦心する所にして、其の納付獎勵方法として、日掛一箇月間完納の者には三日乃至五日分の割戻をなし、一箇年の間滞滞なく皆納したる者には、年末に更に割戻をなし若くは餅を配るが如き、或は割戻分を借家人の貯金となすが如き、種々の方法にて其の滞納を防ぐも、一般に滞り勝なるは、細民の生計に於ては止むを得ざる所なるべし。

敷金は普通長屋に在りては、之れ有るを常とす。其の額は家賃の一箇月乃至五箇月分にして、一

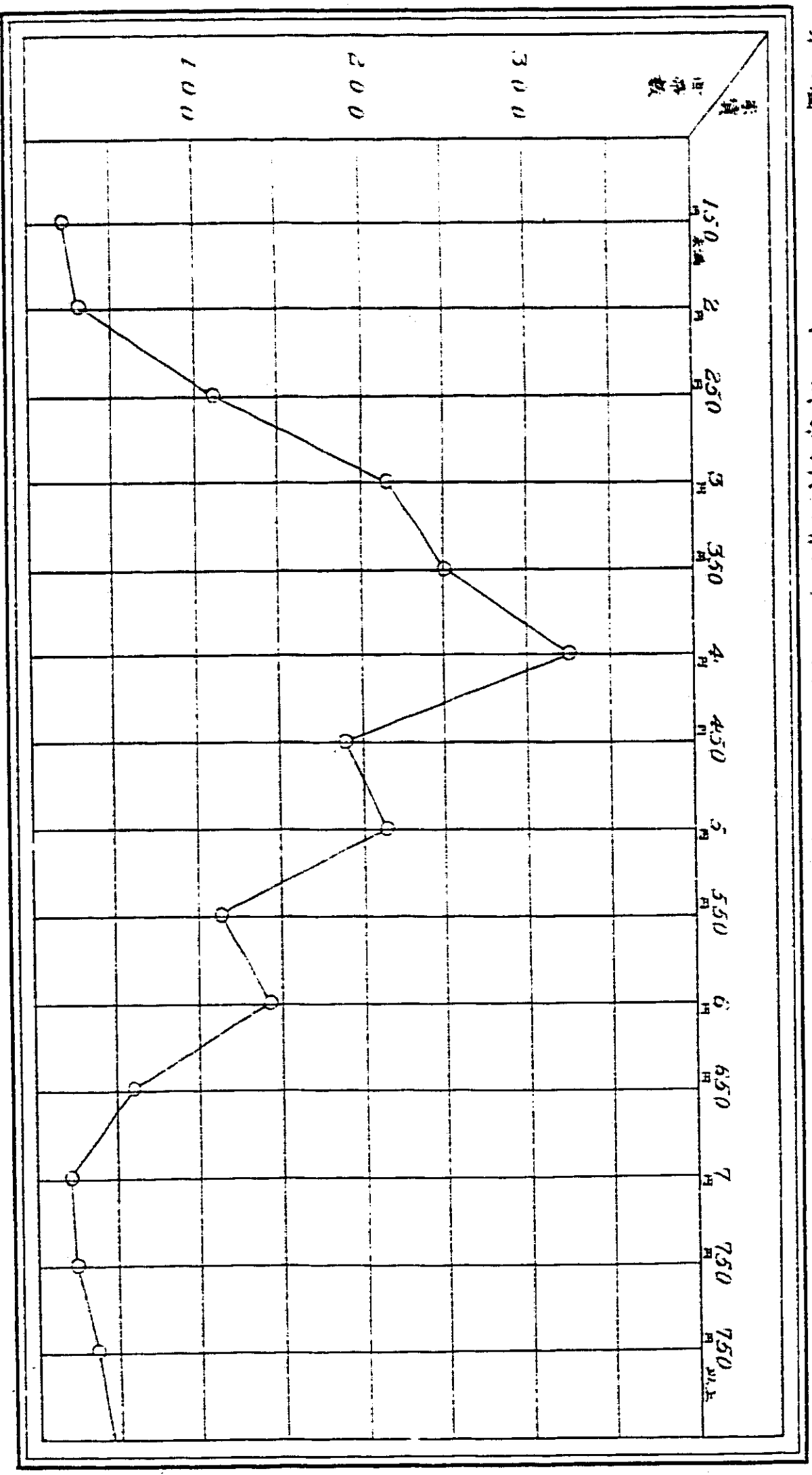
第三圖

(四谷京橋、芝草場、本所、深川六區ニテ行ハル國民世帯一九二六ニ就キ調査シタルモノ)

世帯數對照圖



家賃と世帯数對照圖
(四谷、浅草本所、深川、細民一七九三世帯ニ付キ調査シタルモノ)



箇月半なるもの最も多きに居るが如く、又其の有無は家賃の高下と特別の關係なきものゝ如し。
芝、京橋、下谷、深川四區の二八六世帯に就き調査したる、敷金の有無及其額を示せば次の如し。

	芝 京橋 下谷 深川				計	比 例
	芝	京橋	下谷	深川		
敷金有	一箇月分迄	四	一	八	三五	三七
	二箇月分迄	二四	三三	三三	四三	一〇〇
	三箇月分迄	二	一七	二六	八	五三
	四箇月分迄	一	三	六	三	一二
	四箇月分以上	一	一	一	一	四
計		三〇	三三	七二	六八	二〇三
敷金無		一八	一六	五	四三	八二
不明		二	一	一	一	二
合 計		四〇	五〇	七六	一三〇	二八六
						一〇〇〇

第五項 便所、炊事場

棟割及共同長屋には便所を共同にするもの尠ならず、又芝區新網町、四谷區旭町、鮫ヶ橋、下谷の

一部及本所の細民部落に在りては、普通長屋にして便所を共同にするもの有り。多きは三戸に對し一箇所、少なきは十五戸に對し一箇所の割合なるを以て、其の汚穢不潔甚だしきもの多く、殊に低地の細民長屋にありては、下水の排水不可能にして、強雨の際は雨水反つて便所床下一面に流入するが如き場所あり。

炊事場は便所に比し、場所の制限を受くる事少きを以て、其の共同なるものは極めて少數なりとす。細民長屋に於ては一戸の建坪數小なるに反し居住人員多きを以て、多くは入口の一部又は竈先に竈を据へ、薪、木炭を用ひて炊事するもの多し。

飲料水は水道共同栓の使用最多数なるも、四谷區旭町、小石川區大塚坂下町、白山御殿町、牛込區早稻田鶴巻町、淺草區田中町の如きは、今尚掘井戸を使用するものあり。

第四款 職業

第一項 職業の概観

夫れ教育の程度低く特殊の技能に練達せる者少く、且其の有する資金の微細なるは、細民の常態とする所なるを以て、彼等の職業は著く限局せられ、一般社會に於ける職業の種類と頗る趣を異にす。東京全市より見るときは、商業及公務自由業に屬する職業頗る多きに反し、細民に在りて

は工業、交通業に關する職業及雜業者の數著しく多く、又彼等の間に自ら資本家たり企業者たるものもあるも、其の内容は何れも一労働者たるに過ぎざるものにして、自ら商業を営む者も概ね行商の方法に依るもの多しとす。

又細民の職業は一般社會並經濟事情に左右せらるゝ事多く、從て彼等の従事する事業は、其の居住地附近に存在する生活の泉源と密接の關係を有するものなり、されば各區に於ける細民の職業は、生活の泉源即ち工場其の他の勞力需要機關の存否及其の種類如何に因り著しき差異を生ずるものとす。

細民の職業に關聯し著しき事實は、細民家庭に於ける有業者の一般社會の家庭の夫れに比し遙に多き事なり、而して彼等は生活の必要上女子老幼に拘らず勞務に従事するも、世帯主を除きたる有業家族としては第二款第三項に述べたる所に依り、女子多く男子も年少者を主とするを以て、多く筋力を要する職業に従ひ難き事情の存するによりて、是等の職業は殆全部工業に屬する職業に従事するものなりと云ふも不可なきが如し。

第二項 世帯主の職業

京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、下谷、淺草、本所、深川の十區に於て調査したる細民の主